

働き方・休み方改善コンサルタント

を利用しませんか

仕事のしくみや業務の効率化について見つめ直したい。仕事と生活の調和を図りたい。国が配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」が、個別事業場の労働時間全般の相談等に応じています。

説明会、研修会の講師、個別相談会の対応、希望する事業場に対する訪問相談等に応じます。

相談内容に関する秘密は守られます。(裏面に申込書があります。)

企業が抱えるこんな悩み、
働き方・休み方改善コンサルタント
にお尋ねください。

- 所定外労働を削減するにはどうすればいい？
- 変形労働時間制を導入するにはどうすればいい？
- 年次有給休暇の計画的付与制度とはどのような制度？
- 仕事と生活の調和ってどんなこと？
- 労働時間等設定改善法ってどんな法律？
- 労働時間の設定の改善の取組に助成金制度はあるの？



経験豊富な社会保険労務士等の中から任用された
働き方・休み方改善コンサルタント

が

無料

電話や訪問により**無料**でご相談に応じ、
さまざまな労務管理等をアドバイスします。

お申し込み、お問合せ先は

☎0952-32-7167
FAX 0952-32-7159

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎



厚生労働省 佐賀労働局雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

平成 年 月 日

佐賀労働局雇用環境均等室 御中

事業場所在地

事業場名

担当者職氏名

電話番号 () -

業種

労働者数 人

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。

相談事項	* 該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> を付けて下さい。複数の項目でも結構です。 <input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休日関係 <input type="checkbox"/> 年休関係 <input type="checkbox"/> その他
相談内容	* 具体的にご記入ください。 ----- ----- -----
お申し込みは、下記あて先に、郵送またはFAXにより、直接お申し込みください。 〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 佐賀労働局雇用環境・均等室 電話 0952-32-7167 FAX 0952-32-7159	

<個人情報の取り扱いについて>本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握にのみ使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。